

京都大学留学生センター規程の全部を改正する規程

(平成十六年達示第五十一号)

京都大学留学生センター規程(平成二年達示第十三号)の全部を次のように改正する。

京都大学留学生センター規程

(趣旨)

第一条 この規程は、京都大学留学生センター(以下「留学生センター」という。)の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第二条 留学生センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 外国人留学生に対し、日本語及び日本文化・日本事情に関する教育を行うこと。
- 二 外国人留学生に対し、修学及び生活上の指導助言を行うこと。
- 三 海外留学を希望する学生に対し、修学及び生活上の指導助言を行うこと。
- 四 その他留学生交流の推進に関し必要と認めること。

(センター長)

第三条 留学生センターに、センター長を置く。

2 センター長は、京都大学の専任の教授をもって充てる。

3 センター長の任期は、二年とし、再任を妨げない。

4 センター長は、留学生センターの所務を掌理する。

(協議員会)

第四条 留学生センターに、その重要事項を審議するため、協議員会を置く。

2 協議員会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議員会が定める。

(事務組織)

第五条 留学生センターの事務は、研究・国際部留学生課において処理する。

(内部組織)

第六条 この規程に定めるもののほか、留学生センターの内部組織については、センター長が定める。

附 則

1 この規程は、平成十六年四月一日から施行する。

2 この規程の施行後最初に任命するセンター長の任期は、第三条第三項の規定にかかわらず、平成十七年三月三十一日までとする。

3 次に掲げる規程は、廃止する。

- 一 京都大学留学生センター協議員会規程（平成二年達示第十四号）
- 二 京都大学留学生センター運営委員会規程（平成二年達示第十五号）
- 三 京都大学留学生センター長候補者選考規程（平成二年達示第十六号）